

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	福生市
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 独自利用事務の対象者	乳幼児を養育している者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年9月27日
8. 保護評価の実施の有無	無
9. 評価書番号	
10. 保護評価書の名称	
11. 保護評価書のURLリンク	
12. 委任関係	

執行機関名 福生市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年6月30日条例第27号)による児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年12月18日条例第35号)別表第1 第4の項 福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年6月30日条例第27号)による児童に係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年6月30日条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の(健やかな成長)及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	第1条 この条例は、乳幼児を養育している者に対し、(乳幼児)に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の(保健の向上)と(健やかな育成)を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年6月30日条例第27号)福生市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年6月30日規則第16号)